

国 都 計 第 4 1 号
平成 2 9 年 7 月 3 1 日

各都道府県知事
各指定都市の長
各中核市の長
各施行時特例市の長 殿

国土交通省都市局長

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う開発許可制度運用指針の改正について

今般、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」(平成 2 9 年法律第 4 7 号)の施行に伴い、「開発許可制度運用指針」(平成 2 6 年 8 月 1 日付け国都計第 6 7 号国土交通省都市局長通知)の一部を下記のとおり改正したので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市町村(指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。)に対して本指針を周知していただくようお願いする。

なお、開発許可制度運用指針は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 5 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各開発許可権者におかれては、引き続き、今後の開発許可制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

また、改正した指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜活用していただきたい。

記

「I. 個別的事項」について、別紙のとおり改正する。

開発許可制度運用指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>I . 個別的事項</p> <p>I-7 法第34条第14号等関係</p> <p>I-7-1 市街化調整区域における法第34条第14号等の運用</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき、同法第11条第2項第1号に規定する土地利用調整区域内において整備される同法第13条第3項第1号に規定する施設</u></p> <p>(13)～(20) (略)</p>	<p>I . 個別的事項</p> <p>I-7 法第34条第14号等関係</p> <p>I-7-1 市街化調整区域における法第34条第14号等の運用</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>人口が減少し、かつ、産業が停滞していると認められる地域等であつて、その振興を図る必要があるものとして都道府県知事等が指定した地域において立地することがやむを得ないと認められる工場等</u></p> <p><u>「立地することがやむを得ないと認められる」とは、工場等の立地が当該市街化区域内に適地がないと認められ、かつ、開発区域周辺の労働力を必要とする場合、清浄な空気・水、景観、自然緑地等の優れた自然環境を必要とする場合、空港、高速道路のインターチェンジ等に隣近接することが必要な場合等、地形、環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案してやむを得ないと認められる場合であると考えられる。</u></p> <p>(13)～(20) (略)</p>